

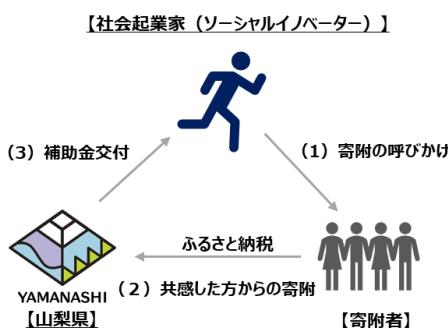
令和7年度 ソーシャルイノベーター成長支援事業費補助金 « 2次募集案内 »

I. 事業の目的

本事業は、社会的インパクト（社会性）と持続可能な成長（経済性）の両立を目指す起業家（ソーシャルイノベーター）を対象に、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した資金調達手段を提供することで、社会課題解決に係るプロジェクトの立ち上げを支援し、社会課題解決型ビジネスが本県から次々と生み出される環境を創出することを目的とします。

2. 事業の概要・支援内容

(1) 事業の概要



(1) 寄附の呼びかけ

社会起業家は、取り組むプロジェクトについて寄附の目標額（最大 200 万円）を定め、県が指定するクラウドファンディング型ふるさと納税プラットフォームに掲載します。それぞれの目標額達成に向けて、積極的に情報発信し、寄附を呼びかけます。

(2) 共感した方からの寄附

取り組むプロジェクトに共感いただいた方からの寄附を受け入れます。

(3) 補助金交付、プロジェクト立ち上げ

目標額の達成・未達によらず、集まった寄附額から掲載手数料（11%）を差し引いた金額を、補助金として交付（最大 178 万円「補助率 10 分の 10」）します。

これらの補助金をもとに、社会起業家はプロジェクト立ち上げに取り組みます。

(2) 支援内容

採択プロジェクトについて、以下のような支援を予定しています。

支援項目	内容
クラウドファンディングの掲載ページ作成支援	クラウドファンディングのプラットフォーム運営者による、魅力的なプロジェクトページの作成支援
プロジェクトのPR支援	クラウドファンディングによる寄附募集に向けたPR支援
自治体職員の伴走支援	プロジェクト実現に必要となる事業パートナーとのマッチング等を自治体職員が支援
プロジェクトに必要な経費支援	最大178万円（補助率10分の10）の経費支援

3. 補助対象者

補助事業の対象者は、次の全てに該当する者とします。

- (1) 社会課題を解決したい、社会の役に立ちたいといった動機をもち、本県で社会課題解決を通じた社会性（インパクト）と成長性（経済的リターン）の両立により企業の設立（起業）や新規プロジェクトの立ち上げを目指す者であること。
- (2) ふるさと納税による調達資金が目標額に達しない場合も、補助事業を実施する者であること。
- (3) 事業内容が、本県の社会課題解決に資するものであり、県内外の人々から広く共感を得られること。
- (4) 補助事業終了後、少なくとも2年間は山梨県内で同事業を継続すること。
- (5) 法人または個人事業主であること。個人の場合は、補助事業完了日（令和7年3月31日）までの期間に個人事業の開業の届出、または株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行うこと。
- (6) 会社再生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 採択決定までに、日本国内に居住している又は居住する予定である者。また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。

4. 補助対象経費

採択したプロジェクトについて、「ソーシャルイノベーター成長支援事業費補助金交付要綱」に基づき、経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、以下の経費を助成します。

ただし、審査の過程や寄附申込み状況により、希望される金額より補助金額が減額になる可能性があります。

- ① 人件費（ただし、交付決定を受けた事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人件費を除く）
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）
- ⑤ 役務費（通信運搬費、保管料、手数料、保険料等）
- ⑥ 委託料
- ⑦ 使用料及び賃借料
- ⑧ 原材料費
- ⑨ その他事業立ち上げに必要な経費で県が必要と認めるもの

5. 寄附目標額・補助限度額（補助率）

クラウドファンディングで集まった金額のうち、掲載手数料（11%）を除いた額を補助限度額とします。なお、寄附目標額の最大額は200万円とし、目標額を達成した場合の補助限度額は178万円（補助率10分の10）となります。

※All in（実施確約型）のため、目標額に達しない場合も事業を実施すること

※本事業では、返礼品は設定不可といたします。

6. 事業（支援）期間

プロジェクト採択（11月）～令和8年3月31日（火）まで

※この期間に事業立ち上げまたは事業立ち上げの準備を完了すること

※プロジェクトの内容に応じて、本期間内で実施します

※補助金は補助金交付決定日（1月頃を予定）から令和8年3月31日（火）までの期間に事業の立ち上げに要した経費が対象になります。

7. 募集期間

～令和7年10月27日（月）15時00分

8. 応募から審査までの流れ

（1）応募手続き

本事業に応募される方は、令和7年10月27日（月）15:00までに、以下3点の手続を完了してください。

手続1：事業計画書・収支予算書の作成

- ✓ 本事業HPに掲出されている事業計画書・収支計画書様式（様式第2号の1）をダウンロードの上、必要事項を記入し、PDFに変換して事務局まで提出してください。
- ✓ 事業計画書・収支予算書の作成に当たって、記載内容を補完するためのイメージ図・イラスト・グラフ等の使用は可とします。
- ✓ 事業計画書・収支予算書への音声ファイル・動画ファイルの埋め込みは認めません。
- ✓ ファイルサイズは10MB未満としてください。ファイルサイズが10MB以上となる場合は受理できません。
- ✓ 本事業において提案することができるのは1案のみです。複数の事業の提案は認めません。

手続2：事業計画書及・収支予算書の提出

令和7年10月27日（月）15:00までに、下記の提出先まで、Eメールで事業計画書・収支予算書を提出してください。

ソーシャルイノベーター成長支援事業事務局（株式会社MISO SOUP）

E-mail：6tsuku@misosoup.co.jp (CC：<mailto:biz-brand@pref.yamanashi.lg.jp>)

（山梨県は、本事業の受付応募に係る業務を株式会社MISO SOUPに委託しています。）

10MB以上の電子ファイルを添付した場合、応募メールを受け取ることができません。
添付ファイルは10MB未満となるように注意してください。

手続3：事業計画書・収支予算書受領メールの確認

- ① 事業計画書・収支予算書については、受領した旨を事務局より3営業日以内にEメール（受領確認メール）でご連絡します。
- ② 事務局が受領確認メールを発送した時点で応募は完了です。
- ③ 資料提出後、3営業日以内に受領確認メールが届かない場合、応募は完了していません。提出資料のデータ容量が10MB未満となっているか確認の上、再提出してください。

(2) 審査

① 書面審査

審査は書類のみで行います。審査を行うに当たり、事務局より個別に事業提案内容の確認を行う場合があります。選考基準は下記のとおりです。

【選考基準】

- ✓ 社会課題解決に向けた熱意・貢献意欲
- ✓ 社会課題の認識と意義
- ✓ 事業の実現性・社会的インパクト
- ✓ 事業の成長性
- ✓ 事業の推進体制・パートナー
- ✓ 本県の社会・経済等への波及効果

(3) 事業スケジュール

- ① 募集期間：
✓ 事業計画書・収支予算書提出
～令和7年10月27日（月）15:00
- ② 審査期間：令和7年10月下旬
✓ 審査結果通知
令和7年11月上旬（予定）
- ③ プロジェクト期間：採択から令和8年3月末まで
- ※ 審査期間における各種スケジュールは変更する可能性があります。変更する場合は、メール等により随時通知します。

(4) 採択された場合

- ① 採択された方は、クラウドファンディングページを作成し寄附募集を行います
令和7年11月中 プロジェクトページの作成
12月～ 寄附募集（1カ月程度）
令和8年1月 補助金申請書提出・交付決定
1月～3月 プロジェクト実施
3月末 実績報告
4月 補助金交付

9. 個人情報・応募書類の取扱い

(1) 個人情報の取扱い

- ① 応募に当たって登録いただいた個人情報は、山梨県において以下の目的にのみ使用し、その他の目的で利用することはありません（ただし、法令等により求められた場合は除く）。
- ✓ 事業計画書・収支予算書に係る応募者への問い合わせ
 - ✓ 審査会の実施に係る連絡・調整
 - ✓ 採択候補者の特定
 - ✓ 審査結果の通知
 - ✓ 採択以降の本事業の実施に係る各種事務の履行のために必要と思われる事項の連絡・調整
 - ✓ 今後の本県関連事業の情報提供
- ② ご登録いただいた個人情報は、山梨県「県が保有する個人情報の保護」に則って取り扱います。
- ③ 山梨県は、本事業の応募受付に係る業務を株式会社 MISO SOUP に委託しています。

(2) 応募書類の取扱い

- ① 事業計画書・収支予算書の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。
 - ② 提出された事業計画書・収支予算書は、本事業における採択候補者の特定以外の目的では使用しません。
 - ③ 提出された事業計画書・収支予算書は、特定を行うために必要な範囲で複製を作成することがあります。
 - ④ 事業計画書・収支予算書の提出後、事務局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - ⑤ 事業計画書・収支予算書の提出は1者につき1案のみとします。
 - ⑥ 提出された書類は返却しません。
 - ⑦ 事業計画書・収支予算書の著作権は応募者に帰属します。
 - ⑧ 事業計画書・収支予算書に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は応募者が負うものとします。
- ※ その他応募に当たっての留意事項
採択されたプロジェクトの情報や、プロジェクト実施時の写真・動画等について、山梨県が広報活動に利用させていただく場合があります。ご承諾いただける場合のみ、ご応募をお願いします。

I 0. お問い合わせ窓口

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁本館2階

新価値・地域創造推進局 新事業・地域ブランド課 担当：高山・五味

電話： 055-223-1514

メール： biz-brand@pref.yamanashi.lg.jp

専用サイト：<https://www.pref.yamanashi.jp/biz-brand/socialhojokin.html>